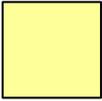


新町まちづくり計画

鳥取県湯梨浜町

目 次

序 論	1
1 合併の必要性	1
2 新町まちづくり計画の策定方針	2
新町の概況	3
1 位置と地勢	3
2 気 候	3
3 面 積	3
4 人 口	3
主要指標の見通し	5
1 人 口	5
2 世 帯	5
新町まちづくりの基本方針	6
1 新町まちづくり計画の基本理念	6
2 新町まちづくり計画の主要課題	7
3 新町まちづくり計画の基本計画	8
若者たちが元気いっぱいにつつまち	8
だれもがITを利用できるまち	11
さまざまな産業が育つまち	13
環境に配慮したやさしいまち	16
地域ぐるみで取り組む福祉のまち	18
住民一人ひとりが参画し、協調してつくる活力あるまち	21
新町のまちづくりにおける鳥取県との連携	24
1 鳥取県との連携	24
2 新町における鳥取県事業	24
公共的施設の配置	26
財政計画	27
新町まちづくり計画策定の経過	31
主要課題別参考事業概要	33~42



序 論

羽合町・泊村・東郷町の合併協議については、地方分権や少子高齢化社会などの社会環境の変化への対応から、合併の必要性が論じられるようになり、東郷湖を中心として一体的な地域を形成し、歴史的にも、文化・教育の面でもつながりの深い3町村で、平成13年10月1日に地方自治法に基づく法定協議会である「東郷湖周地域合併協議会」を設立し、合併に関する様々な協議を重ね、「新町まちづくり計画」を策定しました。

この計画の策定にあたっては、住民代表からなるまちづくり検討小委員会を中心に協議を進め、さらに十分に住民の声が反映されるよう「3町村の21世紀を語る300人の会」などを開催し、策定したものです。また、スムーズな行政施策の移行が図れるよう3町村の総合計画も参考としながら策定しています。

1 合併の必要性

(1) 地方分権から見た合併の必要性

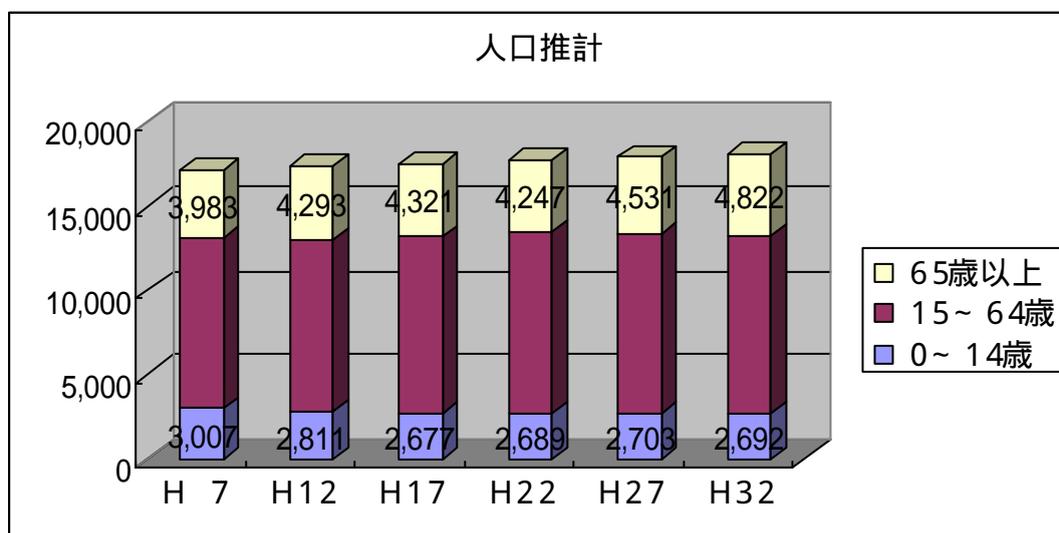
各自治体の自主性・自立性を尊重し、地域住民の自己決定・自己責任の原則のもと、住民に身近なサービスの提供は、身近な地方公共団体の責任ある選択によって行うことが求められています。

従来の「均衡ある発展」から「個性ある地域の発展」、「知恵と工夫の競争による活性化」へと変わった現代において、町村の政策立案能力を向上させることが今以上に求められています。

この流れに対応したよりよい住民サービスを提供するため、合併によって行政能力の強化が必要となります。

(2) 人口推計から見た合併の必要性

東郷湖周3町村の人口は、平成7年と平成12年の国勢調査をもとに推計をすれば、徐々にではあるが増加すると見込まれます。しかし、年少人口は減少する傾向に対し、高齢者数は、人口の伸び率を上回って増加する見込みであり、今後、介護など福祉や医療面での行政需要が増大してくると思われれます。こうした高齢化社会に対応するため、合併により、人的な充実を図るとともに行財政基盤を整えることが必要となります。



2 新町まちづくり計画の策定方針

新町まちづくり計画（市町村の合併の特例に関する法律「合併特例法」により、作成する「市町村建設計画」）は、ソフト、ハードの事業を盛り込みながら、合併市町村の将来に関するビジョンを住民に提示するものであり、その策定にあたっては、次のような方針で臨むものとします。

- （１）本計画は、羽合町、泊村、東郷町が合併した場合に進めていく新しい町のまちづくりの基本方針を定めるとともに、これに基づく基本計画を策定し、その実現により３町村の速やかな一体化を促進して、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図ろうとするものです。
- （２）本計画は、新町のまちづくりを進めていくための基本方針、基本方針を実現するための取組み、公共的施設の適正配置及び財政計画を中心として構成します。
- （３）本計画の基本方針は、合併による財政上の特例措置終了後を見据え、２１世紀後半を展望した長期的視野に立つものとし、基本計画の期間は、平成１６年度から平成２６年度までの１１年間とします。
- （４）本計画の基本方針を実現するための主要な取組みについては、その大綱を定めるものとします。
- （５）公共的施設の配置については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮することとし、新たに設置する場合には、地域のバランス、さらに財政事情を考慮して適正に配置するものとします。
- （６）新しい町の財政計画については、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、健全な財政運営を行うものとします。



新町の概況

1 位置と地勢

新町は、鳥取県のほぼ中央に位置し、北は日本海に面し、西は北条町と倉吉市、南は三朝町、東は気高郡とそれぞれ接しています。

鳥取県中部圏域の中心地の倉吉市まで約 10 km、県庁所在地の鳥取市から西に約 3.5 km の位置にあります。

地勢は、新町の中央に約 4 km² の東郷湖があり、東郷川などの河川が注ぎ、橋津川によって日本海へ流れています。南東部一帯から海岸までは山地丘陵や中国山地に続く高地となっています。海岸部には砂丘地帯が広がり、西部は天神川から東郷湖にいたる平野があり、水田地帯を形成しています。

2 気候

年間を通じての平均気温は 14.6（最高気温 36.3、最低気温 - 7.0）年間降水量 2,015mm.（平成 13 年 3 町村農業気象観測参考）であり、山陰地方特有の高湿多雨で季節風は強い気候です。また、同じ町内でも高度差が大きく、地形的な要因による気候の変化がかなり見られます。

3 面積

新町は、東西 11.3 km、南北 11.6 km で、面積は 77.93 km² となっています。

土地の利用状況をみると、山林・原野が全体の約 38% を占め、農用地が 23.4%、宅地が 4.2%（平成 14 年固定資産概要調書参考）で、海、湖、川、山など自然環境豊かで風光明媚な地域です。

4 人口

平成 12 年の国勢調査によると、3 町村の総人口は 17,381 人で、平成 7 年の国勢調査に比べ 214 人、1.2% 増加しています。

世帯数は、平成 12 年が 5,063 世帯で、平成 7 年の 4,697 世帯に比べ約 7.8% 増加しています。

1 世帯あたりの人口は、平成 12 年は 3.43 人で、平成 2 年の 3.77 人、平成 7 年の 3.66 人に比較して年々核家族化の進行がうかがえます。

年齢階層別人口は、平成 12 年は年少人口が 16.2%、生産年齢人口が 59.1%、老年人口が 24.7% となっており、平成 7 年当時と比較すると年少人口の減少と老年人口の増加傾向がうかがえます。

人口・世帯の推移

単位：人、(%)、世帯

区 分	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年
総 人 口	17,488	17,498	17,309	17,167	17,381
年少人口 0～14 歳	3,450 (19.7)	3,529 (20.2)	3,328 (19.2)	3,007 (17.5)	2,811 (16.2)
生産年齢人口 15～64 歳	11,346 (64.9)	10,918 (62.4)	10,478 (60.6)	10,177 (59.3)	10,277 (59.1)
老年人口 65 歳以上	2,692 (15.4)	3,051 (17.4)	3,502 (20.2)	3,983 (23.2)	4,293 (24.7)
総世帯数	4,569	4,556	4,588	4,697	5,063
1 世帯当り人員	3.83	3.84	3.77	3.66	3.43

平成 2 年の総人口の中には年齢不詳の人数が含まれています。

主要指標の見通し

1 人口

(1) 総人口

新町の人口は、社会的要因等により徐々にではありますが増加傾向が続き、平成 27 年の総人口は、約 1 万 8 千人になると推計されます。

(2) 年齢別人口

年齢別人口は、総人口の微増傾向が見込まれる中、年少人口は減少し、構成比も低下するものと想定されます。

生産年齢人口については、人口も構成比も微増するものと想定されます。

老年人口は、近年の高齢化の進展に伴い増加することが見込まれ、人口及び構成比も増加し、平成 12 年と平成 27 年を比較すると、5.5%増加することが想定されます。

2 世帯

世帯については、人口の微増傾向や核家族化の一層の進展にあわせて、増加することが見込まれます。

また、1 世帯あたりの人口は、平成 27 年には 3.29 人へと減少するものと見込まれます。

人口・世帯の見通し

単位：人、(%)、世帯

区 分	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	
総人口	17,167	17,381	17,557	17,762	17,958	
0 ~ 14 歳	3,007 (17.5)	2,811 (16.2)	2,677 (15.2)	2,689 (15.1)	2,703 (15.1)	
	15 ~ 64 歳	10,177 (59.3)	10,277 (59.1)	10,559 (60.2)	10,826 (61.0)	10,724 (59.7)
	65 歳以上	3,983 (23.2)	4,293 (24.7)	4,321 (24.6)	4,247 (23.9)	4,531 (25.2)
総世帯数	4,697	5,063	5,192	5,321	5,452	
1 世帯当り人員	3.66	3.43	3.38	3.34	3.29	

新町まちづくりの基本方針

1 新町まちづくり計画の基本理念

安心して快適に暮らせる
まちづくり

(生活者重視のまち)

21世紀、夢がふくらみ一人ひとりが輝くまちづくり

心はずみ住んでみたくな
る魅力あるまちづくり

(定住を促進するまち)

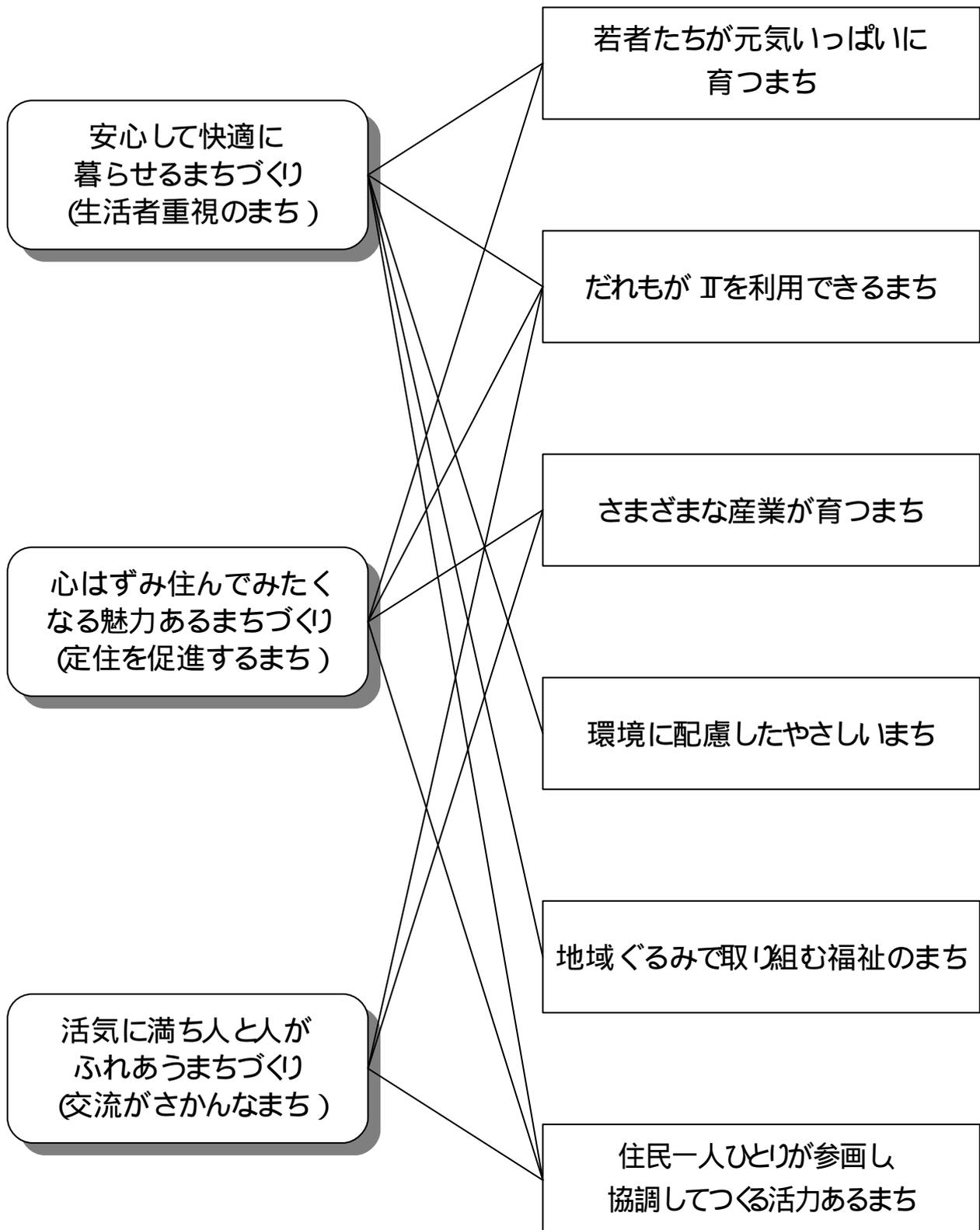
活気に満ち人と人が
ふれあうまちづくり

(交流がさかんなまち)

東郷湖周の3町村は一体的な地域を形成しており、地理的、歴史的にも経済・文化・教育・生活の面で強い結びつきがあり、住民の交流も活発です。その3町村が地方分権に対応した、個性豊かで活力に満ちた地域社会を形成するためには、行政能力の強化を図り、多様化する住民ニーズ、地域特性、時代の変化に柔軟に対応できるまちづくりを、主体的に進めることが重要です。

合併により形成される21世紀の新しいまちでは、人と人がふれあい、知恵を出し合い、協調しながら思いやりをもって、住民一人ひとりが輝き、魅力的で、夢がふくらむ地域社会を築いていくことを目指します。

2 新町まちづくり計画の主要課題



3 新町まちづくり計画の基本計画

若者たちが元気いっぱいにつつまち

安心して、明るくたくましい子どもや若者たちを、家族の絆を大切にしながら、社会全体で育てることができる環境を整えるとともに、一人ひとりがいきいきと輝き、尊重され、活気に満ちたまちを実現します。そのために、まず、乳幼児期の子どもを育てる世代が、生きがいを持ちながら子育てできるように、子育て支援機能を充実します。また、幼少年期から青年期を通して、若者たちが異年齢で交流を進めながら共に活動し、個々の存在を大切にするまちをつくります。さらに、特色ある教育環境を充実し、伝統的な歴史、文化を大切にしながら、地域に愛着と誇りが持てる若者を育てます。こうした取り組みを通して、それぞれの年齢期にふさわしい社会的自覚を喚起し、若者たちが国際的視野をもって大志をいただき、進んで新しい社会を創造できる環境をつくります。

(1) 定着・愛着・密着の交流を深める環境づくり

国内外・地域交流等の輪を広げ、対話やスポーツ、文化等の交流を通して社会参加を促し、人と社会(地域)とのつながりに理解を深める環境づくりをします。そして、地域活動や文化・スポーツ活動、遊びの中で、それぞれの活動を楽しみ、発表できる場づくりを進め、さらに異年齢が交流を通じ、地域に愛着をもって定着し、共に活動できる環境をつくります。そのため、公民館・図書館などを充実し、新しい祭り¹の構築、NPO²を目指す地域クラブの育成、人材バンクと人づくりのシステムを整えます。

(2) 子育て支援機能の充実

家族³の絆を大切にしながら、乳幼児期の子どもを育てる世代が、子育てしながら市民活動などに積極的に参加できるように、安心して子育てできる取り組みを進めます。また、保育所・幼稚園・児童館・学童保育の充実に努め、保育パパ・ママ制度⁴・親子活動の推進などを図ります。町民すべてで、週休2日制の取り組みに参画し、育英奨学金等の教育支援の充実に図ります。

(3) 特色ある学校教育の充実

世界的な視野をもって地域の将来を担う人材を育成するため、情報化や国際化に対応し、個性を伸ばす教育のできる学校環境を充実するとともに、学校、地域を通して伝統的な歴史、文化を大切にしながら、豊かな自然環境と地域の産業を活かした特色ある教育を行い、社会人講師、地域講師の活用や総合学習の充実と継続を図り、町民全体で学校教育の充実に努めます。さらに、教育や学校のあり方などを話し合うシステムを構築し、地域に「開かれた学校づくり」をします。また、幅広い教育環境を提供するための方法も検討します。

(4) 人権と共生の時代を拓くまち

それぞれの発達段階や年齢期に応じて人権、環境、国際などの感覚を身につけ、新しい家族のあ

り方を模索し、大志をいただき、社会的自覚と責任をもって、地域の将来を担う人材を育成するため、情報化や国際化に対応し、住み続けたい楽しいまちを進んで創造する環境をつくります。そのために、年齢期にふさわしい人権・同和教育の充実を図ります。町民がボランティア活動を通じて、人と人がつながりを大切にするまちを目指します。さらに、若者たちが自ら元気いっぱいのまちを構築するための企画を支援します。

- 1 新しい祭り：元服式や成人式のような儀式を、若者が自ら企画し参加するイベント。
- 2 NPO：医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和などあらゆる分野における営利を目的としない市民活動組織。
- 3 家族：ここでいう家族とは、同居している人もしてない人も、血縁あるなしに関わらず、その家庭が家族と認識している関係。
- 4 保育パパ・ママ制度：自宅で子どもを預かる制度で、公営と民間のものがある。

主要施策	主要事業	事業概要
定着・愛着・密着の交流を深める環境づくり	公民館・図書館の充実	誰もが気軽に集える場、仲間づくりや生涯学習などの場として、公民館の機能や活動を充実する。読みたい本をどこからでも借りることができるように、図書館・図書室のネットワーク化などを図る。
	スポーツ・文化活動の息吹く町づくり	若者が地域とのつながりに理解を深め、楽しみながら活動できるようにするため、総合型地域スポーツクラブや文化クラブ、特色ある地域クラブを支援するとともに、郷土芸能の後継者育成などを支援する。また各種スポーツ大会の開催や芸術文化の鑑賞機会を充実する。
	地域に根ざした国際人育成事業	国際感覚をもち、地域に根ざした若者を育てるため、若者が作る成人式など若者主催の祭りの構築や、国際交流型サマーキャンプなどの事業実施を支援する。
子育て支援の充実	楽しい子育て支援事業	楽しい子育てができるようにするため、子育て支援センターやファミリーサポートセンターなどの充実や、自主的な子育てサークルの支援、さらには子育て中の親が夢を持てるような時間をつくりだす、パパ・ママ仲良し支援事業などを行う。
	地域が育てる子育て事業	家族と地域の子育て機能を充実するため、企画から始める親子遊びや地域遊びなどの活動支援、地域の人材や社会人講師を活用した活動支援などの充実を図る。
	マナビスト学びたい時支援事業	誰でも何時でも学びたい時に学べるよう、乳幼児同伴で参加可能な講座の充実開催、託児制度の充実、奨学金制度の充実などを図る。
特色ある学校教育の充実	総合学習の充実	地域の歴史文化や産業などを活かした特色ある教育を行うため、地域で活躍する社会人講師の活用や、日本語教育、体験学習、伝統行事の継承、国内外の学校との交流・情報交換などにより、生活に密着した学習の推進を図る。
	自己点検評価システム	「開かれた学校づくり」をするため、家庭・学校・地域が一堂に会し、教育について話し合いを持ちながら、それぞれの立場で自己点検を行う。
人権と共生の時代を拓くまち	人権感覚豊かな人づくり	人権を尊重する意識の高揚を図るため、年齢期にふさわしい人権・同和教育の充実を図る。また、人権・同和教育問題をテーマに住民ディレクターとして番組づくりなどを行い、実践的な学習の場とする。
	公衆道徳の町推進事業	きれいな町で気持ちよく住めるようにするため、ゴミのポイ捨てをなくす運動などの心をたがやす事業を推進する。
	元気な若者支援事業	若者たちが自ら元気いっぱいのまちを構築するため、特色ある活発な若者の団体活動や個人活動を支援する。
	ボランティア活動推進事業	人と人がつながりを大切にすまちとするため、自主的なボランティア活動を支援する。

だれもがITを利用できるまち

自然豊かな鳥取県に住み、ゆとりのある環境の中で充実した生活をする事ができるよう鳥取情報ハイウェイ¹に接続したブロードバンド²の情報インフラを整備します。電子自治体の構築で行政手続きの迅速化、情報受発信とIT³化を図り、住民の利便性の向上と、行政の簡素・効率化を進めます。福祉・医療・教育分野のサービスにおいても、全国とのネットワーク⁴を通じて、より専門性の高い水準を目指します。また、CATVについても情報ハイウェイを利用した多チャンネル化を図るとともに、格安でインターネット事業も開始します。

(1) だれもが利用できる情報ネットワーク環境の整備

公共ネットワークの幹線となる高速・大容量の鳥取情報ハイウェイの整備に沿って、役場や地域の公共施設をネットワークする地域通信網や、家庭や事業所でのアクセス系通信網が確保されることが必要です。光ケーブルの整備を視野に入れながら、町内のどこからでも、CATVやインターネットを利用して、住民だれでも、いつでも、どこからでも、安全で、安く、格差のない情報サービスを受けることのできる環境整備を進めます。

(2) 豊かな生活環境の創造

住民の生活全般に必要な医療・福祉等の情報を提供するとともに、地域内外との交流・連携や先進的なITプロジェクトを推進し、ITの恩恵を住民が生活の場面で享受できる環境を創造します。また、行政サービスの向上を図るため電子自治体の構築や、教育分野でのIT環境の整備を進めます。

(3) 地域産業の活性化

ITを地域活性化に向けた戦略基盤として活用することにより、情報通信を活用したニュービジネスやベンチャー企業⁵の創出、地場産業の活性化等を推進し、町内産業を活性化します。

(4) 情報リテラシーの向上

情報通信基盤が整備されても、情報リテラシー⁶が低ければその基盤が機能しなく、情報通信基盤の整備と情報リテラシーの向上は、車の両輪のようなものであります。従って、情報リテラシーを向上させるため、ITに対応した情報リテラシー向上のための教育訓練や人材育成に努めます。また、障害のある人やお年寄りが手軽にITを活用しやすい環境をつくるなど「情報バリアフリー」に努めます。

1 鳥取情報ハイウェイ：鳥取県が整備する高速・大容量の幹線系通信網。

2 ブロードバンド：大量のデータを一度に伝送できる高速・大容量通信。

3 IT：日本語の直訳は「情報通信技術」。インターネットだけでなく、情報通信分野の基礎技術から応用技術まで、ITという言葉が指す範囲は広い。コンピュータ・システムを構成するハードやソフトの技術を指す場合や情報の

活用の仕方を指す場合もある。

- 4 ネットワーク：コンピュータ同士をつなげた情報通信網。
- 5 ベンチャー企業：専門技術を駆使して新事業を開発する創造的企業。
- 6 情報リテラシー：情報化社会を理解し、正しく活用できる能力。

主要施策	主要事業	事業概要
だれもが利用できる情報ネットワーク環境の整備	情報通信網のブロードバンド化事業	公共施設等を光ファイバーで結ぶなど、FTTHを目指し、ブロードバンド化を図る。旧町村間の光ファイバーのループも行き、物理的に有事の際の対応も考慮する。また、インターネット事業の推進を図る。
豊かな生活環境の創造	生活向上事業	都会に住む子どもや孫たちとの連絡に使うテレビ会議的なテレビ電話や、IP電話、救急医療にITを活用する。
	電子自治体の構築	電子申請など行政手続の電子化を進めるとともに、行政情報の公開や、HP、メールマガジンを推進する。
	教育・文化創造事業	在宅生涯学習の推進（ITを利用した在宅での学習）や、学校IT教育の推進（例えば外国の学校と勉強しあう）、図書館ネットワークを実施する。
地域産業の活性化	産業基盤整備事業	IT事業者の集積を図るため、集積地までの光ファイバーを整備すると共に、企業育成支援機構の創設や他企業との連携を促進する。また、SOHO事業者を支援する。
	産業情報提供事業	町民から希望のある必要情報（例えば、気象情報やデータベースなど）を提供する。
	観光産業の振興	旅館等の保養施設にITを完備し、観光客は休養しながらも、会社などとIT会議システムを利用し連絡ができる事業を支援する。
情報リテラシーの向上	IT講習事業の充実	それぞれの情報リテラシーにあわせたパソコン教室の開催やコンピュータを利用した学習システムを構築し、だれもが受講しやすい環境を整備する。
	情報バリアフリー事業	主要な公共施設のパソコン端末をタッチパネル化（音声によるものを含む）する。また、ITについて分からないことがあれば、問い合わせができるITサポートセンターの整備を促進する。

さまざまな産業が育つまち

地域特性を活かした個性豊かな産業の振興を目指します。東郷湖周の環境の向上に努めながら、温泉と歴史・文化と自然を核とした観光、二十世紀梨をはじめとした特産物に代表される果物王国を目指す農業、東郷湖のしじみや日本海の豊富な海産物等の漁業振興を促進します。IT関連産業をはじめ、情報化を駆使した商工業を振興し、若者の就業環境や定住環境の整備を促進します。一般国道9号青谷・羽合道路のインターチェンジを2箇所持つ中部地区の玄関としての機能を特化させ、さまざまな産業が育つまちとするため、アクセス道路網等の整備をします。また、サービスエリアを活用し、地産地消の拠点とするとともに、観光情報を全国へ向けて発信します。さらに、各産業で魅力ある職場を創出し、若者の定着や人材を育成し、後継者の確保を図ります。

(1) 観光・レクリエーションの振興

本地域の豊かな自然、歴史、文化等の多様な地域資源を「見る・食べる・遊ぶ・安らぐ・集う」ことのできる東郷湖周が一体となった観光・レクリエーションの充実を図ります。そのため、これらの地域資源を有機的に結びつけるためにコミュニティーバス¹等を活用し、魅力を増幅させます。さらに町内2つの温泉の連携を図り、新しい活気ある温泉街など魅力にあふれた温泉地づくりに努め、多くの人々が滞在できる広域観光の環境づくりを推進します。また、だれもが楽しみ気軽に健康づくりができるようなスポーツ環境の充実を図ります。温泉をはじめとし、商工観光業等関係機関との連携を深めながら宣伝活動を拡大し、全国へ向かって発信していきます。

(2) 農林水産業の育成

若者が定着し魅力ある産業となる施策を積極的に展開し、後継者や新規就業者の確保を図ります。また、農協をはじめ各関係団体との連携を深めながら、二十世紀梨等の果物王国の形成や、シジミ・ひらめ等の水産物の漁業振興、観光産業や温泉資源と結びつけた産業振興に積極的に取り組みます。さらに、地産地消と付加価値を付けた特産品の販路拡大を図ります。そのため、農道を整備し、優良農地の集積と高度利用を促進し、農作業の効率化と高収益農業の定着化を図ります。水源かん養等のさまざまな機能を持った山と触れ合い、自然と楽しめる森林も維持します。

(3) 商工業の育成

商工会との連携を強化し、経営者の能力開発とインターネット等を活用した販売技術の向上を図ります。また、ITを活用したビジネスモデルの構築を積極的に行い、TECHPark構想²やSOHO³的企業の支援体制づくりに努め、新しい分野への進出も視野に入れた産業振興や新たな産業の誘致を推進します。さらに、経営の近代化や安定化を図るため、融資制度を充実し、一定額以上の事業拡大や新規事業への支援体制を整えます。また、地域の特徴を活かした特産品の開発等を進め、農林水産業や観光業等と連携しながら、活気ある産業環境の形成と就労環境の向上を図ります。

(4) 人材育成・雇用の確保

農林水産業・観光・商工業が有機的に結びつき、町の自然環境を活かした産業開発、企業発展に

力を注ぎ、人材育成と雇用の確保に努めます。雇用機会を拡大するため、既存企業の近代化や企業の誘致、専門的な知識を持つ者を受け入れることのできる施設等の整備を推進します。

- 1 コミュニティーバス：定期バス路線以外で、住民の利便性や福祉サービスの向上、観光振興などのため、各地域や各施設等を循環運行する乗り合いバス。
- 2 TECH Park 構想[Technology Enterprise Central Hub Park]：町内を高速大容量通信の光ファイバー網で結ぶことにより、新たな企業展開や医療、福祉、防災等のIT化を可能とする構想。
- 3 SOHO [small office home office]：企業に勤めていない人や、自営業をしている人が通信網や情報機器を活用して、自宅や小規模な事務所で仕事をする独立自営型のワークスタイルのこと。

主要施策	主要事業	事業概要
観光・レクリエーションの振興	アクセス道路網の整備	観光、産業などの振興を図るため、アクセス道路網（国・県・町道）を整備する。
	「見る・食べる・遊ぶ・安らぐ・集う」空間創出事業	東郷湖周が一体となった観光・レクリエーションゾーンの充実を図り、新しく魅力ある空間を創出するため、2つの温泉の連携や歴史・文化遺産のルート化などに取り組む。
	コミュニティーバスの運行事業	住民利便性や福祉サービスの向上、観光振興などのため、各地域や各施設等を循環運行するバスを低料金で運行する。
	道の駅（仮称）を活用した事業	観光、特産品などの情報発信基地としての活用や特産品などを販売する地産地消の拠点としての活用を支援する。
	各種スポーツイベントの充実	誰もが気軽に参加し、楽しく健康づくりができるような統一的なスポーツイベントを充実する。
農林水産業の育成	21世紀果物王国整備事業	特産の二十世紀梨・ブドウ・イチゴ・メロンなどの果物を1年を通し旬の時期に提供できることをPRするなどにより、販売促進と生産振興を図る。
	活力ある産地づくり事業	農業環境の改善と振興を図るため、農道整備のほか農地の効果的な活用などを促進する。また、付加価値を付けた特産品の開発支援などを行う。
	作り育て潤いのある水産事業	作り育てる水産業を振興するため、種苗放流や魚礁設置を行う。また、水産基盤体制を強化するため、漁港などを整備する。
	豊かな緑を育む事業	自然と楽しめる森林の環境整備、林道整備・維持などを支援する。
商工業の育成	活力ある商工業の育成	商工業の振興を図るため、町内企業の事業拡大や起業への支援を充実する。また、空き店舗活用などによる地域コミュニティの拠点となる商店の開設を支援する。
	IT社会対応型企業支援事業	ITを活用したSOHO的企業などが光ファイバーを整備する場合などに支援を行う。
	環境対応型企業育成事業	環境に配慮した企業活動を行う企業に対し、支援を行う。
人材育成・雇用の確保	元気な後継者育成事業	後継者や担い手育成するため、既存企業の近代化や農業基盤の整備を支援する。また各産業の連携を図り、新たな産業などを開発するため、各業種の後継者の交流活動を促進する。
	認定農業者支援事業	農業近代化に取り組む認定農業者に対しての支援を充実する。
	ふるさと体験事業	新規就労者の確保育成を図るため、就労希望者の農業・漁業等体験の受け入れを推進する。また大学生などからの意見提言を把握し、就労環境整備について検討する。

環境に配慮したやさしいまち

海、山、川、湖の自然があふれ、住む人来る人にゆとりと安らぎを提供できるまちを実現します。東郷湖羽合臨海公園を県民の憩いの場として拡充するとともに、メダカが生息し、水鳥の渡る貴重な自然環境を保全し、自然エネルギーを取り入れた環境にやさしいまちを創出します。また、環境ISOの認証取得や、ゴミの減量化、リサイクル化、水質浄化などの取り組みを進め、町民と共に考え行動する運動を展開します。

(1) 生活環境の充実

核家族化の進展により、将来の世帯数は、なお増加するものと予想されます。そのため、今後若者の定住や高齢化に対応した快適な住宅環境の整備計画を進めます。また、ゆとりある生活圏を作るため、道路網整備をはじめ、上下水道の完全普及、公園や住宅地の緑化運動の推進に力を入れ、美しい景観を備えたまちづくりを展開します。

(2) ゴミの減量化、資源化

海岸や湖岸、山林へのゴミのポイ捨てや不法投棄が深刻な問題となっています。積極的な美化運動の展開や住民啓発活動の推進を行い、ゴミのない清潔な町並みを築きます。また、ゴミを出さないまちづくりを推進するため、ゴミの減量化や分別収集によるリサイクル化を図るとともに、生ごみの堆肥化・飼料化を進め、地域内の土壌に還元し農業を通じた資源の循環利用を進めます。

(3) 地域資源の活用

本地域には、温泉をはじめ、歴史・伝統・文化・特産品といった多くの豊富な資源があり、これらを生涯学習や観光振興に役立てます。また、恵まれた自然を有効活用し、太陽光発電や風力発電などの自然エネルギーの普及に努めます。さらに、遊休農地を利用した町民農園制度を拡充します。

(4) 東郷湖の水質浄化

東郷湖を拠点としたまちづくりを形成するため、湖本来の生態系を崩すことなく、自然を取り戻すような湖畔整備、河川整備をおこないます。また、水質浄化をより本格的に取り組むため、東郷湖の環境を検討する組織づくり、湖の循環機能の回復、浄化能力の高い生物の育成等、東郷湖の環境改善について積極的に取り組みます。

(5) 自然環境の保全

環境と共生したうらおいのある生活圏を創造するため、海、山、湖等の自然環境の維持に努めるとともに、野生動植物が生息できる自然環境を創出します。また、近年の地球温暖化やオゾン層の破壊等、地球規模の環境破壊が深刻な問題となっています。これらを改善するため、ISO14001（環境マネジメントシステム）¹の認証取得をはじめ、環境保全のための条例の制定や環境ボランティア団体の育成、衛生環境についての学習の場の提供等にも取り組みます。

- 1 ISO14001(環境マネジメントシステム) : 事業活動を行うことから生じる環境への負荷をできるだけ少なくするために、事業体はその事業活動の環境負荷を発生する項目について自主的に目標を設定して継続的に改善を行っていくもの。

主要施策	主要事業	事業概要
生活環境の充実	住みよい町の道路整備事業	町民の交通幹線道路である生活道路の改良、修繕、段差解消等の工事を行い、生活環境整備を行う。
	上下水道整備事業	配水池、送水管、配水管等を新設、更新し、ネットワーク化を図り、上水道の安定供給を行う。また、公共下水道に流入可能な農業集落排水処理区域等の編入を検討する。
	美しい生活環境整備事業	景観形成委員会を設置し、環境に関するあらゆる問題に取り組み、美しいまちづくりについて考える。また、高齢者、障害者住宅整備を支援する。
ゴミの減量化、資源化	ゴミの減量化と資源化	資源ごみ回収促進(団体助成、収集頻度増等)、生ごみ処理器購入補助を実施する。 家庭版環境ISOを普及し、環境改善の促進を図る。
	東郷湖・河川・海岸・山林クリーンアップ作戦	東郷湖浄化委員会、ボランティア団体を通して水質改善の啓発、住民一体となった一斉清掃等、クリーンアップ事業を展開する。
地域資源の活用	自然エネルギー活用推進事業	ソーラー発電など自然エネルギーを活用する者に支援する。
	東郷湖周地域文化・観光ネットワーク事業	町内にある誇れる文化遺産等の地域資源を活用し、観光振興等の活性化を図る。
東郷湖の水質浄化	東郷湖浄化対策事業	東郷湖浄化委員会を設置し、委員会で協議した先駆的で浄化対策になりうる事業を展開する。
	東郷湖体験事業	小中学生をはじめとし、多くの町民が東郷湖の現状を肌で感じ、水質浄化・環境保全に必要なもの、欠けているものを見出す。
自然環境の保全	地域の森づくり事業	東郷湖、東郷ダム等の周辺の竹林を伐採する。また、荒廃地への植林を進め、森林の維持に努める。
	環境教育と環境保全の推進	環境ボランティア団体の育成や環境保全条例を制定するとともに、衛生環境研究所と連携を図りながら環境教育を推進する。
	サンセットロードPR事業	交通量が減少すると思われる国道9号をサンセットロードと位置づけ、風光明媚な道路として活用する。
	ISO14001認証取得	ISO14001を取得し、行政が率先して環境に配慮したやさしいまちを目指す。

地域ぐるみで取り組む福祉のまち

お年寄りや障害のある人などを地域全体で支え、すべての人にやさしいまちを目指し、だれもが不自由なく出歩くことができ、就学や社会参加の道が拓かれたバリアフリー¹のまちを実現します。また、地域医療が充実し、いつまでも健康でいきがいの持てる社会を構築するとともに、地域の中で共に支え合う仕組みや防災体制を整え、だれもが安心して安全に暮らし、快適に過ごせる地域社会、福祉のまちを創出します。

(1) 福祉のまちづくりの推進

ノーマライゼーション²の社会づくりの推進

お年寄りや障害のある人なども住みなれた地域で、快適に暮らし、自由に社会参加ができる環境整備に努めます。特に、道路や公共施設などにおける段差解消など、移動のためのバリアフリーの実現に努めます。また、共に生き、一人ひとりが大切にされるよう、支え合いながら安心して生活できる社会を実現するために、お互いの個性や違いを認め合い、偏見や差別など心の壁を取り除き、人権を尊重する意識の高揚に努めます。

地域の福祉力の向上

地域で安心して過すためには、共に支えあう仕組みづくりが必要です。現在も様々な団体や個人が福祉活動を展開しており、その活動はお年寄りや障害のある人などの大きな支えとなっています。今後はますます行政とボランティア団体が積極的に関わり合いながら、充実したサービスの提供や迅速な対応を行うため、支援体制の拡充に努めます。

また、福祉の担い手の養成と確保を行い、ボランティア活動への積極的な参加を促し、より多くの住民が地域に関わり、支えあう体制を整備します。さらに、福祉施設間、あるいは医療、保健、福祉関係各施設相互のネットワークシステムの整備を図り、より広い情報提供、連携したサービスを提供できる体制整備に取り組みます。

子どもを安心して育てられる環境づくりの整備

核家族化の進展や子育てと仕事の両立問題など、子育てに対する不安や負担感はさらに増大するものと考えられます。このような中で、子どもを安心して生み、健やかに育てられる環境づくりが求められています。このため、一時保育やファミリーサポートセンター³の拡充など、多様な保育ニーズ⁴に対応できる環境整備に努めます。

また、子育てに関する相談、情報提供、サービス提供などを総合的に展開する子育て支援センターの拡充にも努めます。

お年寄りや障害のある人の社会参加と交流の促進

住み慣れた地域で、安心して、生きがいのある自立した生活を送るためには、生活基盤の確保や社会参加を促進するための整備が必要です。高齢化社会に対応し、生きがいのある生活を

送り社会参加を促進するため、シルバー人材センターの活動を充実し、登録促進を図るとともに、閉じこもりなどを防ぐ介護予防事業などの充実や、コミュニティーバス⁵の運行などの整備に努めます。

また、障害のある人たちの社会参加の場づくりとして、小規模作業所⁶や授産施設⁷などの整備に取り組みます。そして、施設と地域との交流を図り、相互に理解し支え合える社会づくりを目指します。

(2) 地域医療の充実と健康づくりの推進

人生80年時代をむかえ、人々の健康に対する関心は年々高まっています。元気で健康な日々を過ごすため、食事や運動などに関する情報提供や講習会などを開催し、自らが手軽に楽しく健康づくりに取り組むことができるような体制を整備します。

また、家庭にいて健康管理、情報受信、相談などができるように、役場と各家庭の双方向システム⁸拡充の整備に努めます。さらに、緊急時や日頃のニーズに対応した適切な医療サービスが提供できるよう、医療・救急体制の整備に努めます。

(3) 防災・安全のまちづくり推進

災害に強いまちづくりを推進するために、災害時の連絡体制などを整備し、効果的な防災、防火体制の整備に努めます。また、住民自らによる自主防災組織の育成を図ることや連絡網の整備などにより、速やかに救助できる体制づくりを進めます。

(4) 訪れた人も癒され、快適に過ごせる環境整備

この町を訪れたすべての人が、わかりやすい表示や利用しやすい公共施設、思いやりのある交流により、快適なひとときを過ごし、来てよかった、また来たいと思えるまちづくりを目指します。

- 1 バリアフリー：障害のある人が社会生活をしていく上で障害（社会的・心理的なものを含む）のない社会。
- 2 ノーマライゼーション：障害のある人もない人も、お年寄りも若者もだれもが社会に生活する個人として一般の社会に参加し行動できるようにすべきであるという考え方。
- 3 ファミリーサポートセンター：子育てを会員同士で支援する仲介制度。
- 4 ニーズ：ものごとに対する住民の要求、要望、要請。
- 5 コミュニティーバス：定期バス路線以外で、住民の利便性や福祉サービスの向上、観光振興などのため、各地域や施設等を循環運行する乗り合いバス。
- 6 小規模作業所：障害があるなどの理由で働く機会を得られない人たちに、地域に密着した働く場を提供する比較的小規模な施設。
- 7 授産施設：身体障害や知的障害などの理由で働く機会を得られない人たちに、働く場を提供する福祉施設。
- 8 双方向システム：双方の情報のやりとりができる仕組み。

主要施策	主要事業	事業概要	
(1) 福祉のまちづくりの推進	ノーマライゼーションの社会づくりの推進	心や環境のバリアフリー化事業	人権意識を高める研修会や講演会などを実施するとともに、広報紙やパソコンを利用してコミュニケーションを図り、心のバリアフリーを推進する。また、公共施設などのバリアフリーを推進する。
		社会福祉施設整備事業	お年寄りや障害のある人が住み慣れた地域で、少人数で家庭的な生活をするグループホーム整備などの検討を進める。
	地域福祉力の向上	福祉の担い手養成事業	より多くの方がボランティア活動に参加したり、専門的知識や技術を持って活動を展開できるよう、情報提供の充実やボランティア養成講座などの開催、町独自の認定の制度化などを図る。
		保健、医療、福祉ネットワーク整備事業	在宅で、安心してサービスが受けられるよう、介護支援の情報の提供や、体制を充実する。また、予防から治療までを一体的に捉えて、相談、助言ができる体制とするため、家庭と在宅介護支援センターや保健福祉センター、医療機関などの連携強化を図る。
	子どもを安心して育てられる環境づくりの整備	ほっと子育て事業	育児期の社会参加を促進するため、託児体制やファミリーサポートセンター、病児保育などの充実を図る。身近な遊び場確保を促進するための支援策を充実する。楽しく子育てするため、育児の相談や、情報交換や交流などを行う子育て支援センターの充実を図る。
	お年寄りや障害のある人の社会参加と交流の促進	いきいき活動推進事業	いきいきサロンの活性化など、お年寄りの自主活動を支援する。就業や社会参加の機会を得やすくするため、シルバー人材センターの充実や小規模作業所の充実整備を図るとともに、福祉バス巡回や、障害のある人のパソコン技能習得、資格取得などの支援を行う。
		ふれあい交流事業	異年代交流を促進するとともに、お年寄りや障害のある人などが日中過せるような交流の場づくりを支援する。ボランティアの協力を得ながら、施設入所者の一時帰宅時の交流促進や介護体制の充実を支援する。
	(2) 地域医療の充実と健康づくりの推進	健康な心と体づくり事業	自発的な健康づくりを支援するため、健康学習の機会や、情報提供を充実すると共に、健康サークルの育成、住民団体の活動などについて支援を行う。
		健康相談・管理の推進	健康診査受診の徹底や相談・指導体制を充実し、病気の早期発見と予防体制の充実を図る。在宅健康管理システムを拡充したり、保健師、看護師、介護支援専門員などの連携を強化し、健康管理や相談体制の充実を図る。
		地域医療体制の充実	医療機関の協力を得ながら、緊急通報システムと合わせた緊急医療体制の整備、充実に取り組む。日ごろの健康管理をすすめるため、ホームドクターを持つことを奨励し、合わせて在宅での終末期医療体制の充実を支援する。
(3) 防災・安全のまちづくり推進	災害に強いまちづくり事業	災害時における迅速かつ一体的な行動のため、日ごろからの訓練や、防災まちづくり事業など防災体制の強化を図る。また、消防設備などを整備し、消火、防火体制の充実を図る。災害危険箇所の整備を行う。	
	安全な生活環境整備	道路や遊び場などの安全点検・整備など安全対策の充実を図る。防犯意識を高めたり、賢い消費者になるための情報提供の充実を図る。	
(4) 訪れた人も癒され、快適に過ごせる環境整備	ユニバーサルデザインの推進	誰にでもわかりやすく見て楽しい案内板を設置するなど、すべての人にやさしい、ユニバーサルデザインのまちづくりを進める。	
	やすらぎのまちづくり事業	地元の人も観光客も、自然の中でほっとしてくつろげるような環境整備や思いやりのある交流などに取り組む。	

住民一人ひとりが参画し、協調してつくる活力あるまち

生涯にわたり各人の能力を最大限に発揮できるようなまちとするため、行政と町民が協力して、積極的にまちづくりを実施できるような仕組みを整えます。情報公開制度を拡充し、初期の段階から町民の意見が反映され、町民が参画するまちを実現します。公民館を核とした地域ごとの行政窓口となる職員を配置するなど、より地域に密着した町民の意見やニーズを的確に把握するとともに、ISO認証の取得で良いサービスを提供する行政体を目指します。また、住民に開かれた透明性の高い行政の実現と、周辺市町との強い連帯意識をもとにした広域行政の推進、及び行財政運営の効率化を図ります。

(1) 住民参画社会の推進

新しいまちを住民一人ひとりが輝くまちにするためには、住民一人ひとりが社会の一員として尊重され、住民が主体的に提言等を行い、それをまちづくりに活かしていくことが重要です。そのため、全ての人の人権が尊重され、老若男女の住民全てが、積極的に社会参加し、自らが主体的にまちづくりに参画できるような環境の整備や仕組みづくりを行うことにより、より一層の住民参画社会を目指します。

(2) 情報公開の拡充と住民が積極的に参画し支えるまち

これからのまちづくりは、住民が積極的に参画し、支えていくことが重要です。そのため、情報公開制度を拡充し、各種の計画や事業策定の初期の段階から、H C V等のメディアを通じて積極的に住民へ情報を公開するとともに、老若男女の住民の声を聞くためのさまざまな仕組みを整備し、住民が主体的にまちづくりに参画できるようにします。また、いつまでも住み続けたいまちとするためには、どのようなまちにしたいのか提言等をするだけでなく、住民自らも、そのために何ができるのか議論し、互いに支え合い、自分たちが育てていくことが重要です。そのため、老若男女の住民が、各種の住民活動やボランティア活動を行っていきけるよう、活動を促し、支援する仕組みづくりを行っていきます。また、ISO 9001¹の認証取得や専門的な職員の配置などにより、住民が望む、分かり易く良質なサービスを提供していきます。

(3) 地域を大切にし、地域住民が協調するまちづくりの推進

地域ごとに行政の窓口となる職員を配置するなどにより、公民館を核としたさまざまな特色ある地域活動を推進するとともに、より地域に密着した住民の意見やニーズを把握し、地域住民による地域コミュニティの充実を支援します。また、旧町村住民の意見等を把握するための地域審議会²を旧町村ごとに設置するとともに、住民同士が、お互いの地域の特色を尊重し、協調して新しいまちづくりができるような仕組みづくりを行っていきます。

(4) 交流活動の推進

新しい町の一体感を醸成し、地域の伝統文化や良いところを知り、より磨きをかけ、守り育てるとともに、自分たちの住んでいるまちに自信を持ち、いきいきと誇りを持って情報発信しながら、様々な地域間交流や国際交流などを推進します。そして、わたしたちのまちの応援団を増やします。

(5) 広域行政の推進と行財政運営の効率化

職員の定員管理の適正化と資質能力の向上、組織と事務事業の見直しを実施し、効率的な行政運営の確立を実現するとともに、周辺自治体との連携を強化し、共通した課題を効率的に解決するための広域行政を積極的に推進します。また、健全な財政運営の確立に向け、事業の緊急度や重要度などに配慮するとともに経費の節減合理化を徹底し、限られた財源の計画的な配分に努めます。

- 1 ISO9001：企業等の品質マネジメントシステムの仕組みを規定した国際規格のこと。役場については、住民の満足する行政サービスを、安定して提供できる組織体制、事務手順などを備えているかどうかを確認します。
- 2 地域審議会：合併前の町村の区域を単位として設置されるもので、その区域の振興策などについて、町長に意見を述べる機関のこと。

主要施策	主要事業	事業概要
住民参画 社会の推進	みんなでつくるまち推進事業	公募による「まちづくり100人委員会」や「子どもまちづくり委員会」を設置し、まちづくり等への提言を行う。住民参画条例制定や男女共同参画プラン策定などにより、住民参画を推進する。
	みんなでつくるまち支援事業	住民参画を推進し、行政と住民とが一緒に汗をかいて協働によるまちづくりをするため、住民団体やボランティア等の活動支援、まちづくり大賞の創設による機運の醸成、まちづくり推進体制の整備などに取り組む。
	人権相談、支援体制整備	「人権センター（仮称）」を設置し、同和問題をはじめ女性、障害者、子どもなどあらゆる差別の解消、人権救済、人権教育の拠点とする。人権問題の相談員・推進員の配置など体制の充実を図る。
情報公開 の拡充と 住民が積極 的に参画し支 えるまち	情報公開制度の拡充	IT、HCV等の活用や行政と住民との双方向コミュニケーションの確立により、各種計画・事業策定の初期段階から情報を公開するなど、情報公開を拡充する。
	広聴制度の拡充	住民の意見を聞く制度を拡充するため、地域ごとに行政窓口となる職員の配置、ITを活用して情報収集を図るIT町長室、意見箱の設置、膝を交えての意見交換会の開催などに取り組む。
	ISO9001等認証 取得拡大	住民サービスの充実と職員の資質向上のため、新町でISO9001の認証を取得する。町民をあげて環境問題に取り組むためISO14001の認証取得を目指す。
	合併市町村振興基金設 置事業	各種まちづくり活動に対する支援のため基金を創設する。
地域を大 切にし、地 域住民が 協調する まちづく りの推進	地域審議会(仮称)の設 置	旧町村ごとに地域審議会を設置し、新町まちづくり計画の実施状況の把握や地域の振興策について審議、提言する。
	地域振興支援体制の充 実	地域ごとに地域振興担当職員を配置したり、公民館活動を充実するなど、地域に応じた特色ある地域づくり・まちづくりを推進する。
	伝統文化の保存と振興	旧3町村の伝統文化の継承によるふるさとづくりを推進するため、地域に根ざした伝統行事、文化行事の保存や振興を支援する。

交 流 活 動 の 推 進	国際交流推進事業	国際交流協会の設置などにより、国際交流をより一層充実・拡大する。
	地域間交流等推進事業	町内各地域の芸能・文化・スポーツなどの各種団体の交流、お年寄りと子供といった世代間交流などを支援する。町外在住・就学中の町出身者を通じて情報発信や情報収集などを行う。
	ふるさとの知恵まちづくり助成事業の拡充	各地区住民が自ら考え、行動し、或いは、交流する地区を積極的に支援するため、「ふるさとの知恵まちづくり助成事業」を拡充する。
行 財 政 運 営 の 効 率 化	広域行政事業の積極的な推進	周辺自治体と共通した課題を効率的に解決するため、ネットワーク強化を図り広域行政事業を推進する。
	効率的かつ機能的な行政財政運営の確立	有識者等による行政改革推進委員会を設置し、効率的な行政のあり方を検討する。また、指定管理者制度の導入等、公共施設の効率的な運営を図る。
	財政計画、総合計画の検証	効率的で健全な財政を確立するため、財政計画や総合計画を検証し、計画的な財源の配分に努める。

新町のまちづくりにおける鳥取県との連携

1 鳥取県との連携

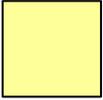
新町のまちづくりにおいては、新町は鳥取県と連携しながら、新町まちづくり計画の達成その他新町の自立に向けた取組みを行います。

2 新町における鳥取県事業

章の「新町まちづくり計画の基本計画」で整理した主要事業のうち、鳥取県による実施を求める事業は次のとおりです。

主要課題	事業名	事業概要
若者たちが元気いっぱい に育つまち	特色ある学校教育支援事業	新町における特色ある学校教育に取り組み、総合学習の充実を支援するため、合併後の小学校統合に際して、国の加配措置の範囲内で、教職員定数の激変緩和措置を講ずる。
	図書館機能充実支援事業	新町における図書館機能をさらに充実するため、新町図書館司書や利用者に対して、県立図書館司書がテレビ電話を通じて直接アドバイスをするなどの支援を行う。
	生涯学習推進事業	生涯学習をより充実するため、鳥取情報ハイウェイを活用して、新町の公民館にしながら質問や意見交換も可能な住民参加型の学習講座などを開催する。
だれもがITを利用できるまち	地域情報化支援事業	鳥取情報ハイウェイの、新町や民間の利活用を推進するとともに、新町が実施する情報ネットワーク環境の整備などについて支援を行う。
さまざまな産業が育つまち	地域交通基盤整備事業	青谷羽合道路の泊東郷及びはわいインターチェンジが、鳥取県中部の玄関口としての機能を発揮できるよう、主要地方道倉吉青谷線、県道長江羽合線の道路改良などアクセス道路網の整備を進めるとともに、新町と連携をとりながら、必要な道路の整備を図る。
	観光振興事業	観光案内板の変更、整備、観光キャラバン隊の派遣などを行い、新町と連携しながら、町内の一体的な観光振興を支援する。
	コミュニティバス運行支援事業	新町が住民の利便性や福祉サービスの向上、観光振興などのために実施する、コミュニティバス運行事業について支援を行う。
	産業基盤整備事業	農業用水を確保するためのため池改修、自然と親しめる森林環境の整備、地域の水産物供給基盤としての泊漁港の整備などを行うとともに、新町と連携しながら、農林水産業の振興を支援する。また、IT産業の立地を支援する。

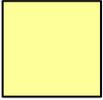
主要課題	事業名	事業概要
環境に配慮したやさしいまち	生活環境整備事業	豊かで安全な生活環境と、観光客が快適に過せる環境を創造するため、歩道整備など東郷湖を周遊するための環境整備の支援や、河川改修などを行う。 また、新町が進める地域一体的な景観美化を支援するため、道路愛護ボランティア推進事業により地域住民が行う地域の特色を活かした沿道環境づくりを支援する。
	自然環境保全事業	住民参画を得て、東郷湖水質浄化委員会を設置し、新町と連携して、汚濁の解明調査や、浄化対策事業を実施する。 また、衛生環境研究所を核とした、環境教育への取組み支援などについても充実する。
	自然エネルギー利活用支援事業	新町が行う鳥取ルネッサンス型の環境にやさしいバイオマス、風力、温泉、太陽光など地域資源を活用した自然エネルギーの利活用や普及について支援を行う。
	サンセットロードPR事業への支援	新町が行うサンセットロードPR事業に対して、県として可能な支援を行う。
地域ぐるみで取り組む福祉のまち	保健・福祉・医療体制整備事業	幼児の行動障害の相談等に対応する専門医師の配置、小児療育訓練の場の確保と理学療法士等の配置などによって、中部医療体制を充実する。また、新町と連携して適切な福祉サービスをより地域に密着して提供できるよう、体制を整備する。
	災害に強いまちづくり支援事業	新町における防災のまちづくり強化のための防災無線施設の統合と施設更新事業について、必要な支援を行う。
住民一人ひとりが参画し、協調してつくる活力あるまち	住民参画促進事業	新町と連携してNPOの活動を支援するとともに、設立に関する相談窓口の充実や認証手続きの簡素化などの環境を整備する。 また、県議会、各種審議会などの県の行政情報を積極的に公開する。
	人権相談体制等整備支援事業	県立人権ひろば21、社団法人鳥取県人権文化センター等とも一層の連携を図りながら、人権に関する相談体制等が充実するよう協力していく。



公共的施設の配置

公共的施設については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性や地域間バランス、さらには財政事情等を考慮しながら、逐次、統合整備を図っていきます。適正配置の検討にあたっては、行財政運営の効率化はもとより、現公共的施設の有効利用・相互利用等を総合的に勘案し、住民サービスの低下を招かないよう配慮するものとしします。

なお、当面新町の事務所や支所として活用する3町村役場庁舎については、住民窓口サービスの低下を招かないよう十分配慮し、電算システムの統合など必要な機能の整備を図ります。



財政計画

新町における財政計画は、平成 16 年度（10 月～3 月）から平成 26 年度までの 11 年度間について、歳入・歳出の項目ごとに過去の実績等により、普通会計で算定したものです。

〔歳入〕

1. 地方税

地方税については、現行税制度をふまえ、これまでの歳入と人口推計をもとに算定しています。

2. 地方交付税

普通交付税については、現行地方交付税制度をふまえ、国の動向を見ながら普通交付税の算定の特例（合併算定替）により算定し、合併に係る交付税措置を見込んでいます。

3. 分担金及び負担金

分担金及び負担金については、過去の実績等により算定しています。

4. 国庫支出金、県支出金

国庫支出金、県支出金については、過去の実績等により算定し、合併に係る財政支援を見込んでいます。

5. 繰入金

財政調整基金及び減債基金等からの繰入金を活用します。

6. 地方債

地方債については、新町まちづくり計画における主要事業の実施に伴い、合併特例債等を活用しています。

〔歳出〕

1. 人件費

人件費については、合併後、退職者の補充を抑制することにより、一般職職員の削減及び合併による特別職職員等の減を見込んでいます。

2. 物件費

物件費については、合併による事務の効率化を見込んでいます。

3 . 扶助費等

扶助費等については、過去の実績等により算定しています。

4 . 補助費等

補助費等については、過去の実績等により算定しています。

5 . 公債費

公債費については、平成 16 年度までの地方債に係る償還予定額に、平成 16 年度 10 月以降の新町まちづくり計画における主要事業の実施に伴う新たな地方債に係る償還見込額を加えて算定しています。

6 . 積立金

積立金については、合併後の町づくりのための基金への基金積立を見込んでいます。

7 . 繰出金

繰出金については、国民健康保険事業や老人保健事業、介護保険事業、下水道事業等への繰出金を見込んでいます。

8 . 普通建設事業費

普通建設事業費については、新町まちづくり計画における主要事業に係る普通建設事業及び主要事業以外の普通建設事業を見込んでいます。

歳入

(単位：百万円)

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地方税	1,356	1,432	1,431	1,431	1,431	1,430	1,430	1,429	1,427	1,426	1,424
地方譲与税	76	96	96	96	96	96	96	96	96	96	96
利子割交付金	71	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90
地方消費税交付金	143	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180
自動車取得税交付金	41	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
地方特例交付金	46	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58
地方交付税	5,140	4,893	4,792	4,680	4,527	4,606	4,564	4,594	4,604	4,630	4,618
交通安全対策特別交付金	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
分担金及び負担金	103	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130
使用料及び手数料	223	272	272	272	272	272	272	272	272	272	272
国庫支出金	657	582	531	526	515	510	456	451	447	442	437
県支出金	923	817	745	738	722	716	640	633	627	620	614
財産収入	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
繰入金	370	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
諸収入	262	330	331	331	331	331	330	331	330	331	332
地方債	1,472	3,480	1,773	1,607	1,393	1,285	948	958	998	998	998
歳入合計	10,895	12,426	10,495	10,205	9,811	9,770	9,260	9,288	9,325	9,339	9,315

歳出

(単位：百万円)

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人件費	1,985	1,949	1,931	1,854	1,836	1,818	1,800	1,782	1,764	1,746	1,728
物件費	1,183	1,119	1,090	1,061	1,032	1,003	974	944	915	886	857
維持補修費	64	66	65	64	62	61	60	59	57	56	55
扶助費	579	581	581	581	581	581	581	581	581	581	581
補助費等	1,126	1,156	1,135	1,113	1,091	1,069	1,048	1,026	1,004	982	961
公債費	1,725	1,403	1,480	1,421	1,420	1,550	1,571	1,637	1,691	1,746	1,763
積立金	48	1,620	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投資及び出資・貸付金	210	216	210	206	202	199	194	190	187	183	178
繰出金	1,282	1,316	1,291	1,267	1,242	1,217	1,192	1,168	1,143	1,118	1,093
普通建設事業費	2,960	2,926	2,626	2,451	2,226	2,112	1,762	1,772	1,812	1,812	1,812
歳出合計	11,162	12,352	10,409	10,018	9,692	9,610	9,182	9,159	9,154	9,110	9,028
歳入歳出差引額	267	74	86	187	119	160	78	129	171	229	287
基金残高	1,346	1,420	1,506	1,694	1,812	1,973	2,051	2,180	2,351	2,580	2,866
合併振興基金	0	1,620	-	-	-	-	-	-	-	-	-

計数は四捨五入によっているので、合計とは合致しないものがあります。

新町まちづくり計画策定の経過

日 時	項 目	内 容
平成13年 10月1日	東郷湖周地域合併協議 会発足	27人の委員のうち産業、福祉、教育などの分野から住民代表12人を選任。
12月22日	「3町村の21世紀を 語る300人の会」開催	公募による3町村の住民350人から、合併をした 場合の将来構想などの提言をいただく。
平成14年1月 1日～31日	提言募集	協議会だより、ホームページにより、意見募集を実施。
1月13日	「東郷湖周上空から新 春の夢発信」開催	3町村の小・中学生33人にヘリコプターに乗って 上空からふるさとを眺めてもらい、新しいまちの未 来や夢を語ってもらう。
3月22日	新町まちづくり計画案 主要課題別小委員会発 足(以後各小委員会7回 ～10回開催)	課題別に6つの小委員会を設置(7人の委員で構 成)。住民主体で計画を策定するため、合併協議会 の住民代表12人に加えて、専門的知識を有する1 8人の住民を選任。
5月26日	「3町村の21世紀を 語る300人の会」開催	まちづくり小委員会が取りまとめた「新町まちづく り計画基本構想案」について、説明をし、提言をも らう。
6月20日	東郷湖周3町村現地視 察	新しいまちづくりの策定に資するため、協議会委 員、まちづくり小委員会委員による現地視察を実 施。
6月20日	まちづくり検討小委員 会合同会議	各小委員会が取りまとめた構想案の全体調整。
7月3日	東郷湖周地域合併協議 会第9回会議	各小委員会が検討した基本構想(案)を提案。
7月～10月	「3大学の学生による 3町村まちづくりコン ペ」実施	新しいまちづくりの策定に資するため、外からの若 い視点で新しい動きや専門的な観点から提言をも らう。学生による現地調査と発表。
8月7日	東郷湖周地域合併協議 会第10回会議	各小委員会が検討した基本構想(案)を承認。
8月23日～ 9月19日	住民説明会	「新町まちづくり計画基本構想」について、3町村 の住民の方に説明をし、意見交換を実施。

日 時	項 目	内 容
10月8日	「すべての人にやさしいまちづくりを語る会」	障害のある方の意見をまちづくり計画に反映させるため、3町村長との意見交換を開催。
10月9日	東郷湖周地域合併協議会第12回会議	各小委員会が検討した基本計画（中間とりまとめ案）を報告。
10月11日	「3町村の21世紀を語る300人の会」開催	まちづくり小委員会が取りまとめた「新町まちづくり計画基本計画案」について、説明をし、提言をいただく。また、「3大学の学生による3町村まちづくりコンペ」の報告発表会を実施。
10月24日	まちづくり検討小委員会合同会議	各小委員会が取りまとめたまちづくり計画案の全体調整。
11月6日	東郷湖周地域合併協議会第13回会議	各小委員会が検討した新町まちづくり計画（案）を提案。
	まちづくり検討小委員会合同会議	各小委員会が検討した新町まちづくり計画（案）を報告協議。
12月4日	東郷湖周地域合併協議会第14回会議	新町まちづくり計画（案）を承認。